

ハスプロジェクト推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、ハスプロジェクト推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、かや田の保全活動を通じて若狭地域における里地の原風景を後世に伝え、三方五湖に再び生き物のにぎわいを取り戻し、流域の自然と人間の共生をめざして、自然環境保全活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 三方五湖流域の自然環境及びその保全対策に関する調査・研究活動
- (2) 自然環境を中心とする環境教育活動
- (3) かや田をはじめとする三方五湖流域の自然環境の保全や復元に関する実践活動
- (4) 上記に係る広報活動
- (5) その他、この会の目的にふさわしい事業

(構成)

第4条 本会の主旨に賛同する会員で構成される。会員の種別は、個人会員、団体会員、賛助会員、メーリングリスト会員の4種とする。

表-会員の種別と内容

会員の種類	会員の内容	備考
正会員	会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人	MLにも自動登録される
団体会員	会の目的に賛同して入会し、活動を推進する法人又はその他の団体	議決権は、代表者1名とする
賛助会員	会の事業を賛助するために入会する個人、又は法人、或いはその他の団体	議決権は持たない
メーリングリスト会員 (通称；ML会員)	会の活動に関する情報をML上で共有する個人、又は法人、或いはその他の団体	議決権は持たない

(入退会)

第5条 本会に入会するには、所定の入会申込書を事務局に提出するものとする。

2 退会するときには、事務局に申し出るものとする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、会長が適当と認めるところに置く。

(会議)

第7条 本会の運営を円滑に行うために、次の会議を設ける。

(1)総会 (2)役員会

(総会)

第8条 総会は年1回開催し、次の事項を行う。

- (1) 会務報告(活動計画と活動報告)
- (2) 予算及び決算の報告
- (3) その他、会の目的達成に必要な事項

2 役員会が総会を必要とした場合には、臨時総会を開催する。役員会は必要に応じて開催する。

(役員)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1)会長 1名 (2)事務局長 1名 (3)事務局(会計事務係、企画・運営係、広報係等)
- (4)監査役 2名

(役員任務)

第10条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、本会を統括する。
- (2) 事務局長は、会が円滑に進むよう事務を総括する。
- (3) 会計事務係は、本会の会計処理および書類の整理等を行う。
- (4) 企画・運営係は、本会の調査・保全活動及びイベント活動の企画および運営を行う。
- (5) 広報係は、会員等から記事を収集し、本会の広報を総括する。

(役員選出)

第11条 新役員は、役員会で選考し総会で選任する。

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(分科会の設置)

第12条 本会は、会の運営を効果的に進めるため、自然環境研究部会、環境教育活動部会、地域環境研究部会の3つの部会を設置する。

2 部会の設置及び改廃は、総会の議決にて決定する。

3 各部会には、部会長を置く。部会長は、役員会を構成する役員の過半数の同意のもとに任命される。部会長と役員は兼任することができる。また、部会長は、必要に応じて副部会長を任命することができる。

(会則の改正)

第13条 会則の改正は、総会の出席者の過半数の同意を得て行う。

(会計)

第14条 本会の経費は、助成金、寄付金及び事業に伴う収入等をあてる。

2 会計年度は、1月1日から同年12月31日とする。

(付則)

本会則は2005年5月21日より施行する。

本会則は、2006年3月21日の総会にて一部改正した。